

一般財団法人 Pale Bleu Dot

定 款

令和 5年 6月13日 定款作成

令和 5年 6月13日 公証人認証

一般財団法人Pale Bleu Dot 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人Pale Bleu Dotと称する。略称をPBDとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市中原区新城2丁目13番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ユネスコ等と協力して、日本及び世界を対象とし、文化と教育の振興を図ることにより、ユネスコ憲章にある「人の心の中に平和の砦を築く」ことに寄与し、国連の定めた「持続可能な開発目標(SDGs)」達成の一助となることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 文化と教育の振興のための情報収集、交換、資料作成
- 2 平和構築の推進を図るための啓蒙
- 3 国際理解の振興のための協力
- 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者：青柳 茂

住所：神奈川県川崎市中原区新城2丁目13番8号

拠出財産及びその価額：現金 金300万円

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。法人の設立年においては、事業計画書及び収支予算書を速やかに作成し理事会の承認を受ける。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。評議員会には、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事も出席できる。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に定時評議員会を開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。評議員会の開催方法は、インターネットを使用したオンラインシステムによる会議開催を含む。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人（議長及び出席した評議員）が、記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長（代表理事）とし、2人以内を副理事長（業務執行理事）とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長と副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(名誉理事長及び顧問)

第31条 この法人に、名誉理事長及び顧問15人以内を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1)理事長の相談に応じること。
- (2)理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 名誉理事長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉理事長及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。理事会の開催方法は、インターネットを使用したオンラインシステムによる会議開催を含む。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をしなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

1 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりとする。

神奈川県川崎市中原区新城2丁目13番8号 青柳 茂

2 設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

拠出する財産（金銭）その価額 300万円

3 この法人の設立時評議員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

廣里 恭史（タイ国バンコク郡ワッタナー区北クロントイ町スクムビット21（アソーク）路 ザ マスターセントリアム34/5号室）

川上 千春（神奈川県藤沢市片瀬山4丁目22番10号）

小野寺 純子（東京都港区西麻布4丁目21番11号）

4 この法人の設立時理事及び設立時代代表理事及び設立時監事の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

青柳 茂（神奈川県川崎市中原区新城2丁目13番8号）

北村 友人（東京都江東区牡丹3丁目18番9号）

高橋 美紀（東京都豊島区駒込4丁目3番20号 プラウド駒込 1410号）

(2) 設立時代代表理事

青柳 茂（神奈川県川崎市中原区新城2丁目13番8号）

(3) 設立時監事

佐々木善則（24/60 5階、ビルディングA、アシトンレジデンス41、24ソイ24 スクンビットロード、クロンテュイ - ヌーア、ワッタナー、バンコク10110 タイ国）

青柳 識（山口県下関市古屋町1丁目14番4号）

5 この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

6 この法人の設立初年度の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

7 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人Pale Bleu Dotを設立するため、この定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。

令和5年6月13日

設立者 青柳 茂